

12月の無料相談

※祝日、年末・年始は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)
司法書士相談	9日(水)	13:00~15:00		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談	17日(木)	13:00~16:00		遺言書・相続・贈与などに関すること(行政書士) ※予約制
総合労働相談	11日(金)	13:00~16:00	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-226-3296)
土地家屋調査士相談	2日(水)	13:00~15:00	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	16日(水)	13:30~15:30	新治福祉センター(☎内線2376)	国や法人・県に関する苦情、意見、要望(行政相談委員)
税務相談	8日・15日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部(☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)
心配ごと相談	水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所(☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
結婚相談	3日・17日(木)、19日(土)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション“ほっとOne”(☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館(☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
ひきこもり専門相談	15日(火)	10:00~12:00	土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(一般精神)	18日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(老人精神)	1日(火)	14:30~16:30		
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	男女共同参画センター(☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
	一般相談(外国人相談を含む)	12日(土)		
	法律相談	11日・25日(金)	日曜休館	仕事、夫婦、家族など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
	DVヘルプライン(電話相談)	24日(木)	13:30~15:30	広報広聴課(☎内線2376)
		17日(木)	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力など、女性のさまざまな悩みごと

こんな言葉にご用心… “点検に来ました”

《相談事例》

5日前、「近所の家の外壁工事をしていたが、お宅の屋根瓦がずれているので気になった。診てあげましょうか」と作業服姿の人が訪ねて来た。親切そうな人だったので、屋根の点検を頼んだ。点検後、「このままでは雨漏りする」と言われたので不安になり、瓦の一部ふき替え工事を80万円で頼んだ。翌日から工事に入り、工事は3日間で完了したが、きちんと工事したかどうか分からない。本当に必要な工事だったのか疑問に思ったので、解約したい。

《アドバイス》

突然訪ねて来た見ず知らずの業者に「無料で診てあげますよ」と言われ依頼すると、点検後に「瓦がずれている」などと不具合箇所を指摘され、高額な契約をさせられるケースがあるので、十分注意が必要です。

消費生活センターから

☎823-3928

契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできます。クーリング・オフする旨を書面で通知するよう助言しました。

クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を取り消せる場合もあります。困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

①「口座番号を教えてください」「個人情報を調べている」などといった電話や、“マイナンバー制度”に便乗した不審な電話はすぐに切り、心配な時は、消費生活センターや二セ電話詐欺相談ダイヤル(☎029・301・0074)に相談してください。

